

○国土交通省告示第五十六号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第五条第一項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条に規定する閲覧所の場所を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第五条第一項の規定に基づき、建設業法第十三条に規定する閲覧所の場所を定める
件（平成十二年建設省告示第二千三百四十六号）の一部を次のように改正する。
二及び九中「計画・建設産業課」を「建設産業課」に改める。
附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五十七号
 建設業法施行令（昭和三十一年政令二百七十三号）第二十八条第一号の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を次のように定める。

令和二年九月三十日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第二十八条第一号の建設業法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示建設業法施行令（昭和三十一年政令二百七十三号）第二十八条第一号の建設業法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たしていること

土木一式工事 舗装工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は土木施工管理とするものに合格していること
建築一式工事 大工工事 左官工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 内装仕上工事 熱絶縁工事 建具工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建築施工管理とするものに合格していること
石工事 鋼構造物工事 塗装工事 解体工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木施工管理又は建築施工管理とするものに合格していること

電気工事	一級の第一次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格していること
管工事	一級の第一次検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格していること
しゅんせつ工事 水道施設工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木工事施工管理とするものに合格していること
電気通信工事	一級の第一次検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格していること
造園工事	一級の第一次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格していること

二 建設業法第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第一号の規定は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五十八号

建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第六十九号）の施行に伴い、監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件等の一部を改正する告示

第一条 監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第一千二百九十七号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第十七条の三十」を「第十七条の三十三」に改める。

第二条 建設業法施行規則第十七条の十三第一項の規定により国土交通大臣の定める期日を定める件（平成十六年国土交通省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十六第一項」に改める。

題名中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十六第一項」に改める。

第三条 建設業法施行規則第十八条の三の四第一項第二号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成二十年国土交通省告示第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第十八条の三の四第一項第二号ロ」を「第十八条の六第一項第二号ロ」に改める。

題名中「第十八条の三の四第一項第二号ロ」を「第十八条の六第一項第二号ロ」に改める。

本則中「第十八条の三の四第一項第二号」を「第十八条の六第一項第二号」に改める。

第四条 建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件（平成二十六年国土交通省告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第十四条の二第一項第二号ト」を「第十四条の二第一項第二号リ」に改める。

題名中「第十四条の二第一項第二号ト」を「第十四条の二第一項第二号リ」に改める。

本則中「第十四条の二第一項第二号ト」を「第十四条の二第一項第二号リ」に改める。

附 則

1 この告示は、令和二年十月一日から施行する。

(建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の廃止)

2 建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和四十七年建設省告示第三百五十一号)は、廃止する。

○国土交通省告示第千五百九十九号

建設業法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百七十一号)の施行に伴い、建設機械施工について種別を定める等の件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設機械施工について種別を定める等の件等の一部を改正する告示

(建設機械施工について種別を定める等の件等の一部改正)

第一条 次に掲げる告示中「第二十七条の三」を「第三十四条」に改める。

一 建設機械施工について種別を定める等の件(昭和四十八年建設省告示第八百六十号)

二 建築施工管理について種別を定める等の件(昭和五十八年建設省告示第千五百八号)

三 土木施工管理について種別を定める等の件(昭和五十九年建設省告示第千二百五十四号)

(建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件の一部改正)

第二条 建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件(昭和三十七年建設省告示第千七百五十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正)

第三条 建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(昭和三十七年建設省第千七百五十五号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

題名中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第四条 技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和四十五年建設省告示第七百五十八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

本則中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件の一部改正)

第五条 昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件(昭和四十六年建設省告示第百九十二号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第六条 技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十六年建設省告示第百六十号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第七条 技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十九年建設省告示第百十八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第八条 建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十二年建設省告示第千九百四十六号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の十第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件の一部改正)

第九条 建設業法施行令第二十七条の十第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件(昭和六十三年建設省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の十第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

(建設業法施行令の規定により、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第十条 建設業法施行令の規定により、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十三年建設省告示第千九百三十三号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第十一条 建設業法施行令の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成五年建設省告示第千六百六十一号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第十二条 建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成五年建設省告示第千六百六十一号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき免除の範囲を定める件の一部改正)

第十三条 建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき免除の範囲を定める件(平成六年建設省告示第千四百三十七号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法第二十六条の六第一項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部改正)

第十四条 建設業法第二十六条の六第一項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(平成十六年国土交通省告示第百六十四号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十六条の六第一項第二号イ」を「第二十六条の七第一項第二号イ」に改める。

題名中「第二十六条の六第一項第二号イ」を「第二十六条の七第一項第二号イ」に改める。

本則中「第二十六条の六第一項第二号イ」を「第二十六条の七第一項第二号イ」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正)

第十五条 建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九百九十六号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五第二項第一号ロ(5)」を「第三十六条第二項第一号ロ(5)」に改める。

題名中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正)

第十六条 建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九百九十七号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五第二項第二号ロ(3)」を「第三十六条第二項第二号ロ(3)」に改める。

題名中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の一部改正)

第十七条 建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九百九十九号)の一部を次のように改正する。

制定文中「建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の七」を「建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十八条」に改める。

題名中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

本則中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

附 則

この告示は令和二年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千六十六号
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第三項第二号二の規定に基づき、同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二の同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者
建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二の規定に基づき、同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を次のとおり定める。

一 令和五年三月三十一日までの間に限り、平成二十九年三月三十一日以前に登録経理試験（建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ロに規定する登録経理試験をいう。以下第二号から第四号までにおいて同じ。）の一級試験に合格した者

二 令和五年三月三十一日までの間に限り、平成二十九年三月三十一日以前に登録経理試験の二級試験に合格した者

三 登録経理試験の一級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

四 登録経理試験の二級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般社団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

五 公認会計士又は税理士であつて、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しないもの

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千六十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第三項第二号イの規定に基づき、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イの建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等を定める告示

- 一 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イの規定に基づき、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を次のように指定する。
 - イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十八条の規定による研修
 - ロ 税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修
- 二 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イの規定により、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたものを次のように定める。
 - イ 公認会計士であつて、第一号イに規定する研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの
 - ロ 税理士であつて、第一号ロに規定する研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。